

平成26年度高知県豊かな環境づくり総合支援事業費補助金交付要綱（一部抜粋）

（事業の審査）

第9条 補助事業の公正かつ円滑な実施を図るため、補助事業の審査を次のとおり行う。

（1）審査員の構成

審査を行う者（以下この条において「審査員」という。）は、高知県林業振興・環境部長が別に指名する。

（2）審査会の実施

高知県林業振興・環境部環境共生課は、適時審査会を開催し、審査員は、申請書の内容に基づき、第4号に掲げる審査項目について審査し、採否判定表を作成するものとする。

（3）審査の採点

ア 市町村等

次号アの（ア）から（オ）までの各審査項目ごとに1点から5点までの採点を行い、審査員の合計点が75点以上の申請書を事業採択基準の目安とする。

イ NPO等

次号イの（ア）から（オ）までの各審査項目ごとに1点から5点までの採点を行い、審査員の合計点が75点以上の申請書を事業採択基準の目安とする。

ウ 事業の合計点数が同じ場合は、審査員が協議の上、優先順位を付するものとする。

（4）審査項目

ア 市町村等の審査項目

（ア）事業目的の妥当性

- a 事業の目的及び目標が明確であるか。
- b 環境基本計画の目指す方向性に合致しているか。
- c 市町村計画に明確かつ重要な位置付けがあるか。

（イ）選択した手法の合理性

- a 地域の現状及び課題を的確に把握しているか。
- b 課題の解決につながる手法（事業内容、日程、人員、費用等）の検討がなされているか。
- c 無駄なく能率的な手法がとられているか。

（ウ）事業の効果度

- a 事業実施によりどのような結果が得られるか。
- b 得られた結果が課題解決に結びつくか。
- c 費用に見合った事業効果が期待できるか。

(エ) 緊急性及び適時性

- a 社会通念上、緊急性があり、早急に実施する必要があるか。
- b 実施するための環境及び条件が整っているか。

(オ) 関係者の合意形成及び推進体制

- a 関係者との間で十分な協議がなされているか。
- b 必要な手続が実施され、又は予定されているか。
- c 事業実施に向けた推進体制が整っているか。

イ NPO等の審査項目

(ア) 事業目的の妥当性

- a 事業の目的及び目標が明確であるか。
- b 環境基本計画の目指す方向性に合致しているか。

(イ) 選択した手法の合理性

- a 地域の現状及び課題を的確に把握しているか。
- b 課題の解決につながる手法（事業内容、日程、人員、費用等）の検討がなされているか。
- c 無駄なく能率的な手法がとられているか。
- d 公益性のある活動であるか。

(ウ) 事業の効果度

- a 事業実施によりどのような結果が得られるか。
- b 得られた結果が課題解決に結びつくか。
- c 費用に見合った事業効果が期待できるか。

(エ) 地域住民の参加や協働

- a 地域住民及び様々な主体の参加があるか。
- b 事業の実施により県民の環境活動への参加及び環境ネットワークの広がりが期待できるか。

(オ) 関係者の合意形成及び推進体制

- a 関係者との間で十分な協議がなされているか。
- b 必要に応じて市町村等との外部調整ができているか。
- c 事業実施に必要な会計管理及び一般的な事務処理の体制ができているか。